

本日、ここに、鹿島市議会令和2年12月定例会を招集し、諸案件につきましてご審議をお願いするものでございますが、議案の提案に先立ちまして、鹿島市を取り巻く最近の情勢や今後の主要な施策について申し上げます。

【はじめに】

本年も残すところあと1月ほどとなりました。この1年を振り返りますと、「新型コロナウイルス感染症」と「自然災害」、この2つに大きく影響を受けた年となりました。

特に新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症拡大防止のため、不要不急の外出自粛や事業活動の自粛など、なるべく人との接触機会を減らすよう要請され、市民の皆様の生活様式が一変しました。今では「密閉」、「密集」、「密接」のいわゆる「三密」を回避する行動を心がけ、外出の際はマスクが欠かせないようになりました。それに加えて、「三密」になりやすいイベントをはじめ、地域の伝統行事や祭りが延期や中止となるなど、大切な地域コミュニティの機会までもが失われる状況となりました。

そして、このような生活様式の変化や様々な自粛は、地域経済にも大きな打撃を与え、中でも市内の飲食店は特に厳しい経営環境を強いられました。

そのような中、本市では、国や県の経済対策事業に加え、「今こそ家めし！キャンペーン」や「鹿島を元気に！家計もお店も『助かつ券』」など独自の経済支援事業を実施してまいりました。これらの事業は、飲食店をはじめとした自営業の皆様の支援となるとともに、市民の皆様の家計の支えにもなり、一定の効果があったものと考えております。

未だ新型コロナウイルス感染症の収束は見通せない状況であり、また、これから冬本番を迎え、感染者数の記録的な増加が懸念されております。県内

におきましては、グループホームでクラスターが発生するなど気を緩めることができない状況でございます。

これまで本市では、防災行政無線や市報、ホームページ、そして私自身も感染予防の徹底について市民の皆様へ呼びかけを行い、周知啓発に努めてまいりました。今後も、市民の皆様の健康を守ることを第一に考え、国や県と連携しながら、十分な感染予防対策と社会経済活動との両立を図ってまいりたいと考えております。

次に、本年のもう一つの大きな出来事が「令和2年7月豪雨」による自然災害でございます。本年7月6日からの断続的な大雨により、浜川の越水や土砂災害など、県内で唯一災害救助法の適用を受けるほど、近年に類を見ない甚大な被害が発生いたしました。被災した道路、農地、農業用施設などにつきましては、国の災害査定が完了したところから順次、工事に着手しており、一日も早い復旧を目指して取り組んでおります。

本市は、これまで幾度かの大きな水害の経験を活かしながら「災害に強いまちづくり」を進めてまいりました。そして、今回の豪雨災害やここ数年の全国各地での自然災害を目の当たりにして、その思いをさらに強くしたところでございます。そのため、来年度が初年度となる「第七次鹿島市総合計画」につきましては、「災害に強いまちづくり」を大きな方針の一つとして盛り込んでいるところでございます。市民の生命と財産を守ることは行政の責務であり、引き続き防災・災害対策に取り組んでまいります。

【第七次鹿島市総合計画について】

次に、「第七次鹿島市総合計画」について申し上げます。

基本構想、基本計画、実施計画の三階層からなる総合計画は、本市のまち

づくりの指針として、また総合的かつ計画的な行政運営を図るために策定をするものでございます。

まず、今回の第七次総合計画の策定に際しましては、特徴的な事項として大きく分けて三つございます。

一点目は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に策定したことでございます。総合戦略は、総合計画に掲げるまちづくりのうち、主に人口減少対策に特化した施策を提示したもので、まちづくりを進めるうえでは、総合計画と総合戦略で整合性をもって進めることが重要と考え、一体的に策定したものでございます。

二点目は、近年、多発している豪雨や地震など大規模災害を鑑み、基本構想に「災害に強いまちづくり」を掲げたことでございます。災害に対して、日ごろから災害を想定した備えを心がけ、市民の皆様、行政などがそれぞれの役割の中で、お互いに助け合える防災意識の高いまちづくりを目指すこととしております。

三点目は、「^ソ ^サ ^イ ^エ ^テ ^ィ **S o c i e t y 5 . 0**」の実現や「持続可能な開発目標^{エスディージーズ} (SDGs)」の推進など国が推進する施策を明記し、本市において持続可能な住民サービスを提供していくための施策や事業を展開することとしております。

そして、これからのまちづくりには、鹿島らしい地域性、地域力、地域資源を活用したまちづくりとともに、地域独自の課題解決のため、市民の皆様と地域の各種団体が協働して進める地域共生社会の実現が必要であると考えております。

続きまして、これまでの審議経過について申し上げます。

7月までに庁内案を取りまとめた後、8月に総合計画審議会に諮問をしま

してから、6回にわたり慎重かつ熱心にご審議いただき、去る11月12日に答申をお受けしたところでございます。

また、6月、8月、10月の全員協議会において、議員の皆様からいただきましたご意見や提案につきましても、改めて検討を行い、最終案に反映をいたしております。

第七次鹿島市総合計画の基本構想及び基本計画につきましては、鹿島市議会基本条例第13条第1項に基づき、本定例会におきまして議案として提案いたしております。

【新型コロナウイルス感染症関連の経済対策について】

次に、新型コロナウイルス感染症対策の一環で、本市独自の経済支援策の一つでございます飲食店緊急支援事業、いわゆる「家めしキャンペーン」第2弾について申し上げます。

当初このキャンペーンは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、特に厳しい経営環境となられました市内飲食店を支援するため、第1弾として本年4月29日から7月12日にかけて実施し、ご利用された市民の皆様をはじめ、飲食店の皆様からも大変好評を得たものでございます。

9月に入りましてからは、国の「GOTOキャンペーン」なども順次開始され、飲食店においても少しずつ客足が戻りつつあるようではございますが、未だにコロナの収束が見通せない現状においては、以前の客足を取り戻すにはほど遠いといった状況でございます。そこで、年末年始にかけ、市内での飲食等の需要を喚起するため、今月21日から第2弾キャンペーンを開始したところでございます。

今回のキャンペーンは、市内飲食店のみならず生鮮食料品店や酒販店も加

盟店の対象として支援の裾野を拡充するとともに、取得したクーポン券は店内飲食でも利用可能とするなど、第1弾キャンペーンを改良し、タイトルも「家めし&店のみキャンペーン」と名付けて、開始したところでございます。

総発行枚数は前回の約2倍となります20万枚を予定しており、さらに今月から県内でも本格的に利用が可能となりました国の「GOTOイート」食事券との併用も可能とすることで、利用者にとっては非常に使いやすいものとなっております。

また、クーポン券の使用期限につきましては、来年2月14日までを予定しておりまして、この間のクーポン券利用に伴う追加消費額も含め算定しますと、少なくとも1億4,000万円以上の経済効果があると見込んでおります。

多くの市民の皆様にご利用いただくことで、市内飲食店等の支援となり、さらには市内経済の好循環につながるものと大いに期待しているところでございます。

【インフルエンザ予防接種助成について】

次に、インフルエンザ予防接種助成について申し上げます。

これから、本格的な寒い季節を迎え、インフルエンザの流行期に入っております。今期は例年と違い、新型コロナウイルス感染症との同時流行が懸念されています。

本市では、市民の皆様全員がインフルエンザ予防接種の助成を受けていただけるよう、これまで助成の対象外であった16歳から64歳の方へも、今年度に限り、助成を拡大したところでございます。これにより、両感染症に伴う混乱を回避し、併せて感染症拡大防止を図りたいと考えております。

【農産物の状況について】

次に、農産物の状況について申し上げます。

今年の7月豪雨や台風9号、10号などにより農作物も被害を受けたところがございます。まず、「水稲」につきましては、豪雨による冠水や台風による倒伏、トビイロウンカの被害、さらには登熟期の日照不足の影響が重なり、現時点での佐賀県の作況指数は82と昨年に引き続いて厳しい状況になっております。鹿島市の共同乾燥施設の荷受け重量は、非常に厳しかった昨年と同程度となっており収穫量が落ち込んでいる状態でございます。

次に「大豆」につきましては、7月下旬から8月上旬の長雨により播種時期が大きく遅れ、生育不良となり収穫量が例年より減少することが予想されております。

「温州ミカン」につきましては、梅雨が長引いたうえ、7月豪雨により市内の園地も被害を受けたところですが、迅速に品質向上の取り組みが行われたことで、8月以降は順調に回復し、単価も前年より上がっている状況でございます。今後出荷されるみかんにつきましては、9月の台風等の影響も考えられますが、農家の皆様をはじめ関係機関の取り組みにより被害を最小限に抑え、品質向上を図ることで、鹿島みかんのブランド力を維持しようと努力をいただいているところでございます。

次に「野菜」の状況ですが、イチゴやミニトマトについては台風などの影響が心配されましたが、事前の対策で被害を最小限に抑えることができました。定植準備中、又は定植直後であった苗が被害を受けたものの植え直し等を迅速に対応されたことで、収穫に影響がない程度にまで回復しております。イチゴにつきましては、11月9日から出荷が開始されているところがございます。また、タマネギにつきましては、一部雨の影響で発芽不良もあ

したが、その後は天候が回復し、現在順調に定植が行われたところでございます。

【「肥前鹿島干潟」ラムサール条約湿地登録5周年について】

次に、「肥前鹿島干潟」ラムサール条約湿地登録5周年について申し上げます。

平成27年5月にラムサール条約湿地に登録された「肥前鹿島干潟」が今年度で登録5周年を迎えました。鹿島市ではこの5年間、ラムサール条約の目的である、湿地の「保全・再生」、「賢明な利用」、そしてこれらを支え、促進する「交流・学習」への理解を深めていくための活動を行ってまいりました。これにより有明海の自然環境の重要性が再認識され、市民の皆様の有明海の環境保全に対する関心も次第に高まってきたと感じております。

また、平成28年より環境省の提唱する「地域循環共生圏の構築」に向けて、「肥前鹿島干潟」の保全・利活用を中心に「環境と産業の調和」を図る事業を環境省と共に推進してまいりました。この取組は、令和元年度の環境白書に先進地のモデルケースとして紹介され、全国からも注目を集めているところです。

そして、これら5年間の集大成として、来年1月24日にエイブルホールにおきまして「有明海から環境を考えるシンポジウム」を開催する予定にしております。このシンポジウムでは、佐賀大学による有明海海域環境調査の研究、有明海のカモの種類と数の一斉調査、カモによる海苔の被害調査の結果を報告する予定でございます。

また、エイブルのエントランスロビーでは、市内小中学生に配布している「らむさーるだより」の原画展や下水道事業の紹介をわかりやすく行う予定

で、子どもたちも参加できる内容となっております。

この機会に私たちの身近にある有明海の恩恵に思いを馳せ、有明海の自然環境を理解していただく契機となるよう期待をしているところでございます。

【新市民会館建設事業について】

最後に、新市民会館建設事業について申し上げます。

新市民会館建設事業の進捗につきましては、先日の全員協議会におきまして説明申し上げましたように、本年7月に建築工事の入札が不落となり、以降、方針やスケジュールについて各方面からの情報収集と設計内容の分析など検討を重ねてきたところでございます。しかしながら、今後の再入札の手続きなどを考慮しますと、今年度の着工は厳しい状況でございます。

したがって、令和2年度から令和3年度の継続事業としておりました本事業期間を延長するとともに、事業費自体も2億6,000万円の積み増しを行い、令和2年度から令和4年度までの3か年の継続事業として進めてまいりたいと考えており、本定例会において補正予算及び継続費の変更をお願いいたしております。

また、建設財源につきましては、先日、武田良太総務大臣にお会いする機会をいただきましたので、地方債の期間の延長等について直接、しっかりとお願いすることが出来ましたことを皆様にご報告いたします。

新市民会館建設事業は、約7年間に及ぶ市民の皆様との議論を経て、建て替えを行うということが決まりました。これまでの長い議論の重みを受け止め、引き続き市民の皆様の期待に沿える新市民会館となるよう進めてまいります。市民の皆様には大変ご心配をおかけしているところでございますが、

今しばらく時間をいただきたいと思います。

【議案について】

それでは、提案いたしました案件につきまして、その概要を説明いたします。議案は、条例改正 9 件、補正予算 5 件、市道路線認定 1 件、そのほか総合計画に係るもの、指定管理者の指定など 7 件、専決処分事項の承認 1 件の合計 23 件でございます。

はじめに、条例改正に関する議案 9 件について申し上げます。

議案第 36 号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、今年度の佐賀県人事委員会勧告に基づき、佐賀県職員の期末手当が引き下げられることなどに伴いまして、それらに準じた内容で条例を改正するものでございます。

続きまして、**議案第 37 号** 「市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例」、**議案第 38 号** 「教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」及び **議案第 39 号** 「鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例」の 3 件の制定について申し上げます。

市長、副市長、教育長及び議会議員の皆様様の期末手当については、国家公務員の指定職の賞与等を参酌しながらこれまで改定を行ってきており、本市におきましても、三役及び議員の皆様様の期末手当の支給月数を引き下げる条例改正をお願いするものでございます。

次に、**議案第 40 号** 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の特例を設けるた

め、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第41号** 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、市税等の減免に係る申請書の申請期限を延長したいので、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第42号** 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方税法施行令の一部改正等に伴い、国民健康保険税の軽減の判定所得基準額の見直し等について、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第43号** 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴い、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合の特例について、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第44号** 鹿島市肥前浜宿継場設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、肥前浜宿継場の休館日を実情に合わせて変更したいので、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、補正予算に関する議案5件について申し上げます。

まず、**議案第45号** 令和2年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

今回の補正は、事業確定に伴う経費の増減などについて計上いたしており、予算の総額から11億9,506万3千円を減額し、補正後の総額を202億1,065万2千円といたすものでございます。

歳入につきましては、普通交付税及び地方特例交付金などの確定により、

増額計上いたしております。また、各種事業の決定、追加に伴う国県支出金、負担金などを計上いたしております。

歳出のうち主なものとしましては、総務費では、市民会館建設事業の継続費の補正に伴い、今年度の予算を減額いたしております。

民生費では、障害者施設給付費や保育所運営事業費、生活保護費などを増額計上いたしております。

土木費では、急傾斜地崩壊防止事業などを、教育費では、小学校情報教育施設整備事業などを計上いたしております。

また、東亜工機株式会社様、光武酒造場様などからご寄附をいただいておりますので、それぞれ、ご寄附の趣旨に従い有効に活用させていただくことといたしております。

このほか、漁港海岸保全施設整備事業など5事業につきましては、諸般の理由によりまして、令和3年度に繰り越して支出する必要があるため、繰越明許費を提出いたしております。

次に、議案第46号 令和2年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、主に、歳入において新型コロナウイルス感染症に係る減免により国民健康保険税を減額して国県支出金を増額し、一般会計繰入金を増額するものでございます。歳出においては職員の人件費を増額し、新型コロナウイルス感染症に係る減免により過年度還付金を増額するものでございます。

次に、議案第47号 令和2年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳出のうち職員の人件費を減額し、これに伴い、歳入で一

般会計繰入金を減額いたすものでございます。

次に、**議案第48号** 令和2年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、人件費の各費目の増減について計上いたすものでございます。

補正予算に関する議案の最後に、**議案第49号** 令和2年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、人件費等の各費目の増減について計上いたすものでございます。

続きまして、**議案第50号** 市道の路線認定について申し上げます。

これは、道路用地の寄附に伴い、新規路線として市道浜干拓線を認定したので、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、**議案第51号** 第七次鹿島市総合計画の基本構想及び基本計画についてでございますが、これは先ほど申し上げました内容でございます。

続きまして、**議案第52号** から **議案第56号** 指定管理者の指定について申し上げます。

今回提案いたしております公の施設5施設のうち **議案第52号** 「鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘」、**議案第53号** 「鹿島市勤労者福祉センター」、**議案第54号** 「鹿島市肥前浜宿継場」及び **議案第56号** 「蟻尾山公園」につきましては、いずれも現在、指定管理者による管理をお願いしておりますが、指定期間が令和3年3月31日までとなっております。令和3年4月1日からも引き続き、同じ団体に管理をお願いしたいので、地方自治法及び鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。**議案第55号** 「鹿

島市旧乗田家住宅」につきましては、新たに令和3年4月1日から指定管理者による管理をお願いしたいので、地方自治法及び鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めますのでございます。

続きまして、**議案第57号** 財産の取得について申し上げます。

これは、ICT教育を推進するために、市内小中学校に高速大容量校内無線LAN機器を導入するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

最後に、**議案第58号** 専決処分事項（訴訟上の和解）の承認について申し上げます。

これは、損害賠償請求事件に関する和解について、10月29日付けで専決処分いたしましたものでございます。

以上、提案いたしました議案の概要につきまして説明いたしましたが、詳細につきましては、ご審議の際、担当部長又は課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。